

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（招集命令書の交付） 第九十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の場合において、法第七十条第一項第一号に規定する防衛招集命令書は防衛招集命令を受けた予備自衛官が出頭すべき日の十日前までに、同項第二号に規定する国民保護等招集命令書は国民保護等招集命令を受けた予備自衛官が出頭すべき日の五日前までに、同項第三号に規定する災害招集命令書は災害招集命令を受けた予備自衛官が出頭すべき日の五日前までに、法第七十一条第一項に規定する訓練招集命令書は訓練招集命令を受けた予備自衛官が出頭すべき日の十日前までに交付するものとする。ただし、<u>招集に必ず予備自衛官（訓練招集に必ず予備自衛官を除く。）</u>に異議がないときは、この限りでない。</p> <p>（招集命令書の交付） 第一百一条の五（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 招集命令書（法第七十五条の五第一項に規定する訓練招集命令書を除く。）は当該招集命令書による招集命令を受けた即応予備自衛官が出頭すべき日の五日前までに、同項に規定する訓</p>	<p>（招集命令書の交付） 第九十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の場合において、法第七十条第一項第一号に規定する防衛招集命令書は防衛招集命令を受けた予備自衛官が出頭すべき日の十日前までに、同項第二号に規定する国民保護等招集命令書は国民保護等招集命令を受けた予備自衛官が出頭すべき日の五日前までに、同項第三号に規定する災害招集命令書は災害招集命令を受けた予備自衛官が出頭すべき日の五日前までに、法第七十一条第一項に規定する訓練招集命令書は訓練招集命令を受けた予備自衛官が出頭すべき日の十日前までに交付するものとする。</p> <p>（招集命令書の交付） 第一百一条の五（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 招集命令書（法第七十五条の五第一項に規定する訓練招集命令書を除く。）は当該招集命令書による招集命令を受けた即応予備自衛官が出頭すべき日の五日前までに、同項に規定する訓</p>

5
(略)
練招集命令書は訓練招集命令を受けた即応予備自衛官が出頭すべき日の十日前までに交付するものとする。ただし、招集に必ずべき即応予備自衛官(訓練招集に必ずべき即応予備自衛官を除く。()に異議がないときは、この限りでない。

5
(略)
練招集命令書は訓練招集命令を受けた即応予備自衛官が出頭すべき日の十日前までに交付するものとする。